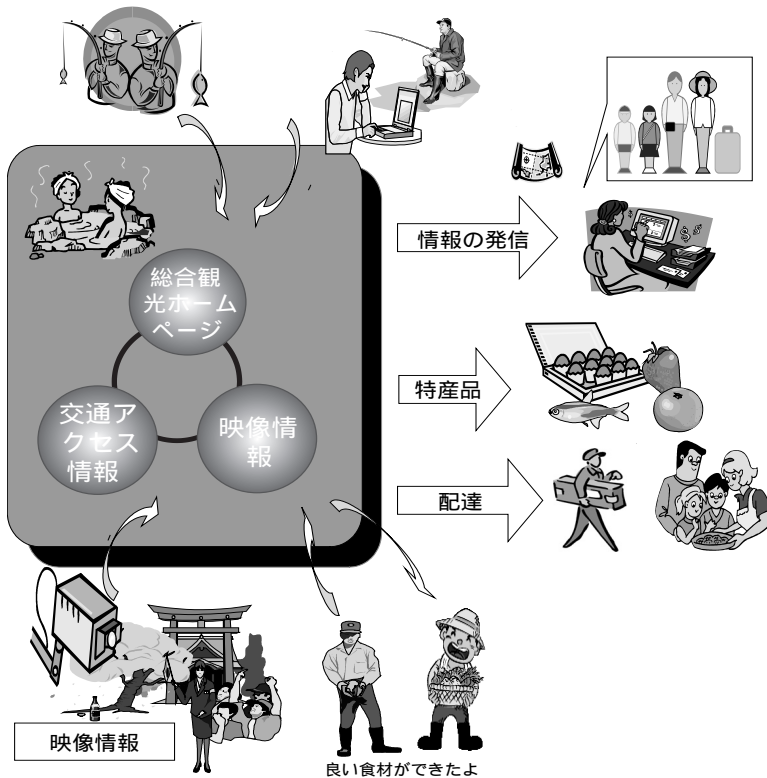


(3) 観光の振興

近年の『観光』は、従来の『見て回る観光』から地域の自然、歴史、文化とのふれあい、地域住民との交流など、地域の素顔をより多く見せる『体験型・交流型の観光』にシフトする傾向にあります。観光振興、ひいては、地域経済の活性化に寄与できるよう情報化面から支援します。

主な施策

- 総合観光ホームページの作成
- ホームページでの交通アクセス情報の提供
- 観光映像情報の提供



5 . だれでも使える情報化（情報通信基盤、バリアフリー）

(1) 情報通信基盤の整備

これからの都市には、上下水道、電気と同様に情報通信基盤の整備が求められています。現実には、大都市においては、都市開発・住宅開発にあわせて情報通信基盤が整備されています。

新市においても21世紀の中核都市にふさわしい情報通信基盤の形成をめざします。

主な施策

- 情報通信基盤の調査・検討
- 高速通信回線網の拡充
- CATV（ケーブルテレビジョン）の検討
- 地上波デジタル化の対応

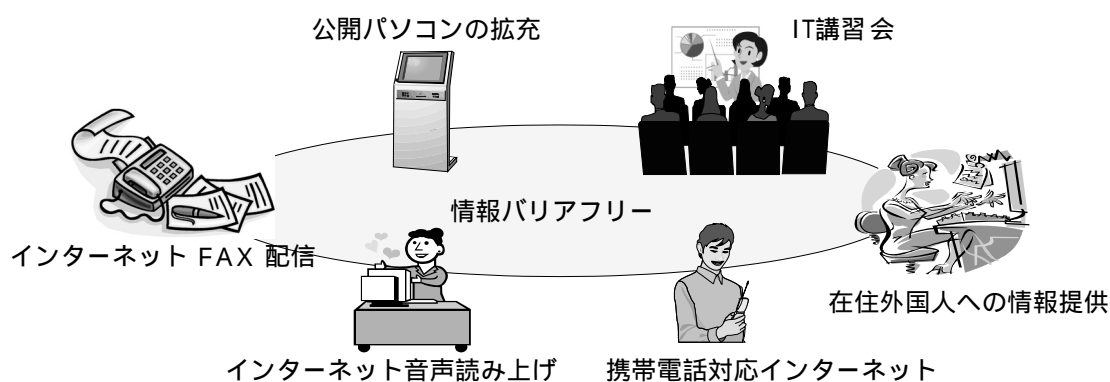
(2) バリアフリー環境の整備

住民が使いやすく積極的に利用できるバリアフリーな情報環境の実現をめざします。ホームページの公開にあっては、わかりやすい情報の提供はもちろん、文字サイズを大きくするなどの配慮を行います。

また、パソコンがなくてもFAXや電話でもいつでも情報を取り出すことができるようなホームページの作成を進めます。

主な施策

- 公共施設などに公開パソコンの配備
- IT講習会の開催
- ホームページでの在住外国人への生活情報の提供
- 携帯電話対応ホームページの作成
- ホームページFAX配信システムの導入
- ホームページ音声読み上げ



6 . 行政の情報化

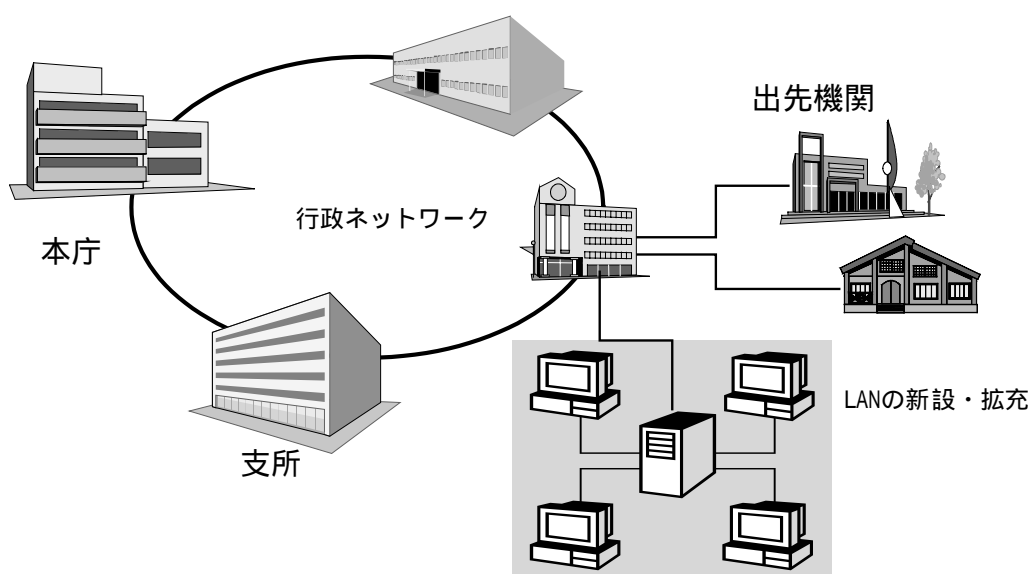
(1)行政ネットワークの構築

厳しい財政のなかで、住民の価値観の多様化に応えながら、住民サービスを維持・向上させ、複雑化する行政事務に的確に対応していくには、行政の情報化を推進することが必要です。

このため、新市の本庁・支所など行政に関わる機関について、効率的かつ迅速に対応できる環境の整備を行います。

主な施策

- 行政ネットワークの構築
- 庁内 LAN の拡充



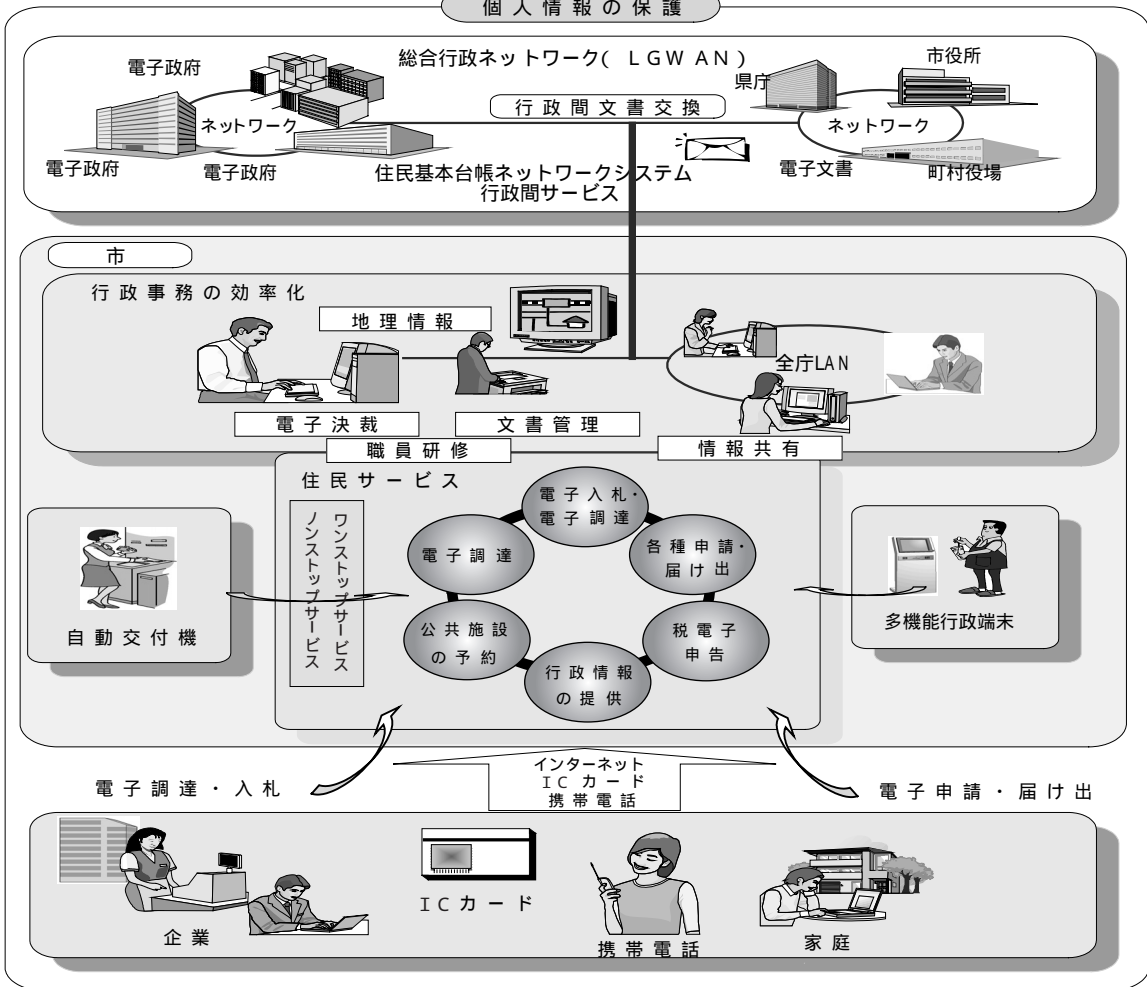
(2)電子自治体の構築

住民サービスの向上、行政事務の質的向上をめざし、電子自治体実現に向けた取り組みを行います。取り組みにあたっては技術動向や国の施策、個人情報の保護に十分留意しながら推進します。

主な施策

- 行政文書の電子化の推進
- ホームページでの行政情報の提供
- 電子申請・届出システムの導入
- ICカードの多目的利用の検討
- 自動交付機の検討及び設置
- 電子投票システム導入の検討
- 地理情報システム (GIS) の導入
- 職員の情報共有
- 職員研修の推進

個人情報の保護



第5章 地域情報化の推進

1. 推進体制

(1) 全市的な推進体制

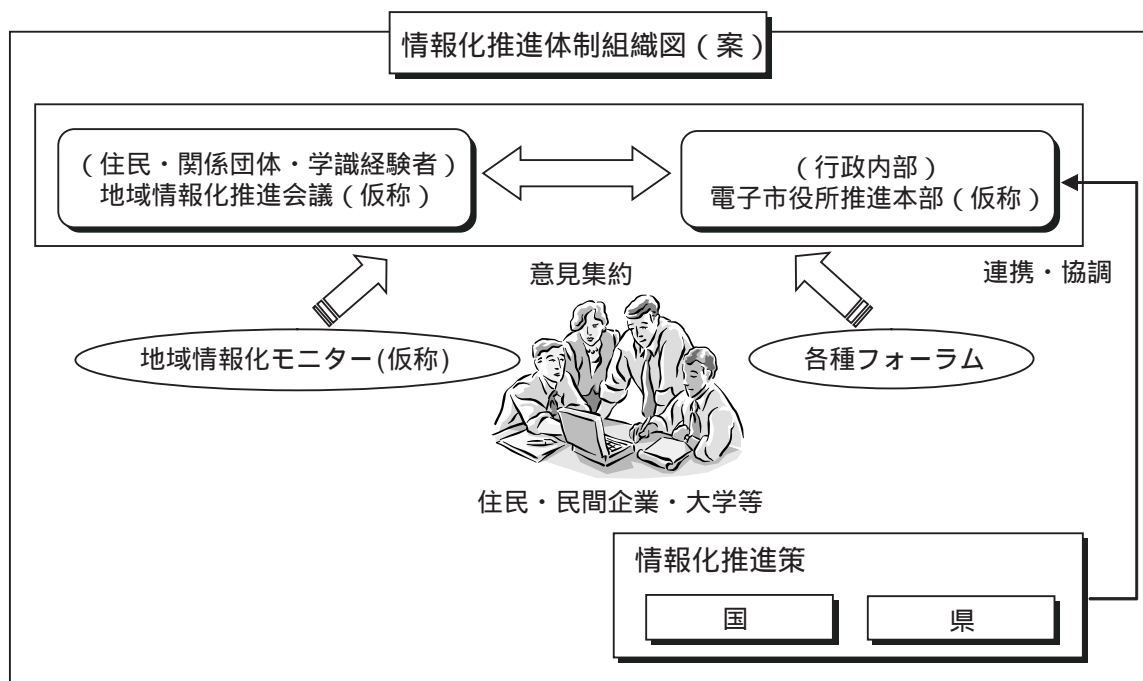
あらゆる機会をとらえて情報化の進め方などについての意見を集約し、推進します。地域情報化モニター（仮称）、ホームページ上での日常的な意見集約、また、住民、関係団体、企業、学識経験者などからなる地域情報化推進会議（仮称）を設置するなど、新市において、よりよい推進体制づくりを行います。

(2) 庁内の推進体制

行政内部の情報化との整合を図りながら地域情報化を進める必要があります。電子市役所推進本部（仮称）を設置するなど、住民サービスの向上、事務の効率化のための情報化推進体制を確立します。

(3) 連携と協調

大学等の研究機関や民間企業においてもそれぞれの情報化の推進を期待するとともに、国・県を含め、それぞれと連携・協調することで効果的に情報化を進めます。



2 . 情報化を進めるにあたっての留意点

(1)人にやさしい情報環境づくり

住民が利用しやすい環境をめざし、次の点に配慮しながら推進します。

①利用の容易さ

年齢、地域等に関わりなく、誰でもが利用できるように配慮し、バリアフリーな利用環境をめざします。また、どこでも利用できる情報環境をめざします。

②個人情報格差の是正

講習会をあらゆる手法を用いて継続的に実施します。

③紙情報を併用した効果的信息提供

電子情報のみにとらわれることなく、広報誌などの紙情報とあわせた効果的な情報提供を行います。

(2)個人情報保護対策

安心で信頼される電子自治体の構築に向けて努力していくことが必要とされます。住民の人権への侵害が発生することがないように、プライバシーの保護を最重要課題として個人情報保護条例を制定し、地域情報化を推進します。

また、情報システムの運営に携わる職員およびシステムの利用者である住民の情報倫理の確立や責任性の向上が求められます。特に職員に対しては、セキュリティポリシーの趣旨が徹底するように、継続した研修を実施します。

(3)システム安全対策

データのバックアップ、ネットワークの二重化やループ化、無停電電源装置の整備などシステム安全対策を講じます。

(4)環境への配慮

機器の導入にあたっては、リサイクル率の高い環境にやさしい配慮がなされ、かつ、省電力機能を備えた機器の選定に努めます。

さらに、行政内部文書の電子データベース化を進め、紙の使用量の削減に努めます。

(5)知的所有権等の保護

著作権法等に基づいて適正に処理します。